

○経済産業省令第五十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十三条第一項及び第三十五条第六項の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年六月十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(一般化学物質等の製造数量等の届出)

第九条の二 「略」

2 法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディ

(一般化学物質等の製造数量等の届出)

第九条の二 「略」

2 法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディ

スクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三 「略」

2 法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技

スクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三 「略」

2 法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技

術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二條の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(監視化学物質の製造数量等の届出)

第十条 「略」

術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二條の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

(監視化学物質の製造数量等の届出)

第十条 「略」

2 法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

2 法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

(第二種特定化学物質の製造数量等の届出)

第十五条 「略」

2 法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで(第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二條の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで)に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することがよつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限ま

(第二種特定化学物質の製造数量等の届出)

第十五条 「略」

2 法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで(第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二條の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで)に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

で提出することによつて行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。